

「武蔵野市男女平等推進審議会評価」(答申仮)

凡例

【武蔵野市男女平等推進審議会による評価】

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

※施策のうち、(★)は重点施策

第四次男女平等推進計画の推進状況について(総評)

- ・市ではこれまで、「武蔵野市男女平等推進に関する条例」に基づき設置された男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきた。
- ・今回、第四次男女平等推進計画に関して各課より提出された令和3年度事業推進状況報告書に加え、所管課長へのヒアリングに基づいて、審議会としての評価を行った。
- ・コロナ禍においても工夫をしながら施策を推進していることは評価できる。
- ・各種の相談事業を実施していることは評価できる。そのうえで、相談を必要としている人に窓口を知ってもらうことが大切であるので効果的な周知について工夫されたい。

令和4年度武蔵野市男女平等推進審議会評価(令和3年度実績分)

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1	男女平等の意識づくり	○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・武蔵野地域自由大学正規科目でジェンダーに関する講座を実施したほか、男女平等推進センター企画運営委員会との協働で講座等を実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。</p> <p>・男女共同参画週間事業は、男女平等推進センター企画運営委員会との協働により、講演会や講座、団体公募企画、パネル展等を男女共同参画フォーラムとして実施した。</p> <p>・国際的理解を深める取組として、ニュージーランドの女性に関する講演会を団体企画で実施した。</p> <p>・女性に関する暴力をなくす運動に合わせ、図書館3館で特設展示を行った。</p> <p>・男女平等推進情報誌「まなこ」を3回発行した。特集はヤングケアラーなど時宜を得た内容であった。市報等で広したほか、講座やパネル展等の機会に、まなこを配架するなど認知度向上に努めた。</p> <p>・オンラインを活用した事業等は再生回数などの数値で実績を把握することも検討されたい。</p>	

		評価
基本施策2	男女平等教育の推進	○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・男女平等教育の推進については、教員向けの研修資料を配布した。特別の教科道徳の時間を使い、小学校高学年で、互いに信頼し学び合い友情を深め、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を育む授業を行った。中学校第1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築していこうとする態度を育む授業を行った。</p> <p>・人権教育の充実を図る研修の実施については、市人権教育推進委員会で人権課題に関する実践課題を共有した。人権教育プログラムを活用して校内研修を全校で実施した。東京都教育委員会の人権尊重教育推進校の推薦を受けた第一中学校で研究発表会を行った。</p> <p>・生活指導・進路指導・キャリア教育の推進については、自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動する心を育てるとともに、6月の就職差別解消推進月間には男女平等も含めて教職員の啓発を図った。</p> <p>・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施について、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。第四中学校では産婦人科医を講師招聘し、生命や異性の尊重について学びを深めた。東京都教育委員会の「性教育の手引き」の内容を周知し、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくとともに、一層充実した内容とすることも検討されたい。また、外部講師により学ぶ機会を設けることも検討されたい。</p>	

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策3	性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	○
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	◎

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)性の多様性に関する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に関する映画上映と監督による講演「I am Here」を実施し理解促進を図った。 ・人権週間に、多様な性に関する図書展示を市内3図書館で行い、意識啓発を図った。 ・性の多様性理解のための職員研修を行ない理解促進を図ったほか、研修参加者に啓発バッジを配布するなどの取り組みを行った。 <p>施策(2)性的マイノリティ等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し性的マイノリティを含め広く個別的支援を行った。今後、学校において性別に関する校則や慣習を見直すことや、授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた検討をされたい。用語については、WHO、国、東京都の動向にも留意しつつ市として統一した用法がまとめられると良いので検討されたい。 ・性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」を実施し、電話や面談で相談を受け付けた。 ・パートナーシップ制度について男女平等推進審議会からの答申を踏まえて、市素案を作成しパブリックコメントを実施した。制度を男女平等の推進に関する条例に位置付けるための条例改正を行った。 	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども政策課や男女平等推進センター、産業振興課はワーク・ライフ・バランスに関する講演会や、情報誌への情報掲載等を行った。人事課は部署ごとの年休取得状況を管理職に通知し職員の積極的な有休取得を促した。 ・男女平等推進センターでは「まなこ」112号で育休を取得した男性を取材した記事を掲載し意識啓発を図った。 	
<p>施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援課では子育てひろばで父親が参加しやすいプログラムを設けた。児童青少年課では中高生リーダー養成講座において、子どもとの接し方の講座をコロナ禍に配慮してビデオ講義で実施した。健康課では初妊婦とパートナーが参加するこうのとり学級を実施した。 ・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小して実施した。また家族介護者のニーズを把握する調査を実施した。 ・男女平等推進センターでは「まなこ」112号で「聞いてみよう育休の体験」を掲載した。また講演会「キッチンから始まる家族のつながり」を開催した。 ・地域支援課で実施したお父さんお帰りなさいパーティー、お父さんお帰りなさいサロンを実施した。高齢者支援課ではコロナ禍のため男性向け料理教室の対面実施を中止し、レシピ動画をホームページに掲載した。児童青少年課でコロナ禍のためむさしのジャンボリーを中止したが一部地区で代替事業を実施した。生涯学習スポーツ課では大人のための生涯学習ガイドにより情報提供を行った。 ・生涯学習スポーツ課では校長会等を通して男性PTA会員のPTA活動参加を呼び掛けた。 	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管財課では工事請負契約の入札において男女共同参画の推進を項目に入れた総合評価方式(特別簡易型)を実施した。 ・産業振興課では両立支援に関してセミナー等の提供提供を行った。男女平等推進センターでは「どうしてる?遠距離介護」を実施した。 ・産業振興課では育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報掲載を行った。 	
<p>施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事課では出産予定報告をした男性職員や入庁3年目の職員に向けて「出産子育てハンドブック」による制度の案内を行った。 ・特定事業主行動計画推進委員会専門部会を開催し、超過勤務削減に係る取り組みについて検討し、水曜日と金曜日を通年でノー残業デーとした。超過勤務が月45時間を超える職員の所属長に「対応策届出書」を求め、状況や要因の把握を行った。また、特例業務の検証等を行った。超過勤務が多い状況は続いているので、抜本的な業務の見直しや、部署や時期による超過勤務の不均衡解消にも取り組まれない。 ・働き方の見直し促進について、育児休業取得者懇談会の実施や、時差勤務の通年施行や、コロナ禍への対応として臨時的な勤務パターンを追加した。テレワーク(在宅勤務)について、試行実施用のハンドブックを作成しモデル職場での検証を行った。 	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策3	子育て及び介護支援の充実	○
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	◎
施策(2)	介護支援施策の充実	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)子育て支援施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども政策課では、新たな子育て支援拠点施設の開設に向けた準備を行った。 ・子ども育成課では、オンライン実施などコロナ禍に対応した工夫をしながら「プレママのひろば」事業や「あかちゃんのひろば」事業を実施した。また、病児病後児保育事業での預かり保育を支援した。待機児童ゼロは令和2年度以降維持している。 ・児童青少年課では、地域こども館で館長を中心にコロナ禍に配慮した運営を行った。また千川小の児童増への対策等を行った。 ・子ども家庭支援センターでは、地域の子育て支援者の養成講座等を実施した。ファミリー・サポートセンター事業について会員のスキルアップを図ったほかアウトリーチやオンラインを活用して事業広報や相談会等を行った。産前・産後ヘルパー事業についてはヘルパー派遣事業者を増やし市民ニーズへの対応向上を図った。 ・障害者福祉課では、送迎つきの放課後デイサービスの開設準備や家賃補助を行い事業所の参入を促した。送迎のある事業所とない事業所が各1か所新規に開設した。 <p>施策(2)介護支援施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援課では地域包括ケア人材育成センターで人材確保・養成を推進した。令和2年度にコロナ禍で中止した「介護職員初任者研修」を再開した。障害者福祉課では精神障害者の支援を行う事業所の実務者向けに研修を実施した。 ・地域支援課では、在宅医療・介護支援マップのウェブ版を作成しホームページに掲載した。高齢者支援課は「訪問看護と介護の連携強化事業」について居宅介護支援事業所連絡協議会等で周知を行った。障害者福祉課では在宅医療・介護連携推進協議会等で関係機関との連携を促進した。 ・高齢者支援課ではサービス相談調整専門員が在宅介護・地域包括支援センター等と連携して相談対応を行った。 ・高齢者支援課で認知症サポーター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間に実施した。また障害者福祉課では地域自立支援協議会において、市内事業所のネットワークを活かした地域支援拠点整備に向けた検討を行った。 ・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小して実施した。またニーズを把握するための調査を実施した。 	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策4	あらゆる分野における女性の活躍の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進 ・市役所内の審議会等における女性委員割合の向上について、庁内推進会議で参画促進を依頼するとともに、各課あて事務連絡により啓発を図った。<u>委員等の女性の割合については、形式的平等という考え方も重要である。ポジティブアクションを講ずることも検討されたい。</u> ・市職員の女性管理職の割合は12.96%(R4. 4. 1)まで増えた。人事課では産育休中の職員に通信教育の受講案内を行ったほか、育休中の職員にも昇任試験の受験機会を提供するため、個別に案内を行った。<u>女性管理職の比率が少ない問題は超過勤務時間が多いことと関連があると考えられる。超過勤務縮減の取組みに引き続き努力されたい。</u></p>	
<p>施策(2)女性の再就職支援・起業支援 ・産業振興課では東京しごとセンター、ハローワーク、三鷹市等との共催による就職セミナー、面接会を実施した。また、男女平等推進センターでは、「女性のための再就職&転職ナビ」を開催したほか、都しごとセンターの再就職講座などの情報提供を行った。 ・産業振興課では「むさしの創業・事業承継サポートネット」において起業や就労支援のための個別相談等を行った。市民活動推進課では、NPOに対し要綱に基づいて補助金を交付した。またクラウドファンディング活用事業を開始し、クラウドファンディング活用講座も実施した。地域支援課では「地域包括ケア人材育成センター」において介護、障害福祉サービス事業者の求人情報の提供を行った。</p>	
<p>施策(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進 ・地域支援課では、地域ファンリテーター養成講座を小金井市、三鷹市、調布市、ルーテル学院大学と共同で実施した。 ・防災課では、コロナ禍のため子どもを持つ女性向けの講座が実施できなかったが、女性向けの防災冊子「東京くらし防災」を配布し啓発を進めた。</p>	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)	◎
施策(2)	相談事業の充実(★)	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)暴力の未然防止と早期発見 ・子ども家庭支援センターでは関係課と連絡を取り配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。DVの相談は令和3年度は176件で前年度より減少した。健康課ではこにちは赤ちゃん訪問を実施し乳児家庭の状況把握を行った。子育てとDVの問題は関係している場合があるとの認識を持って、積極的にアウトリーチを行い、必要に応じてサービスや支援につなげるなどの取組みをしており高く評価できる。日本語を話さない方に対しては国際交流協会への通訳依頼や、多言語対応のタブレットを活用して対応している。多言語対応は大切なことなので取組みを継続されたい。男女平等推進センターではデートDV講座を成蹊大学と共催し、男女平等推進センター企画運営委員会と協働で実施したほか啓発カードを成人式で配布した。「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市民会館でのパネル展示や、各図書館での関連図書展示を行った。また「まなこ」で各相談窓口の周知を行った。</p>	
<p>施策(2)相談事業の充実 ・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施した。相談カードを公共施設に配置するなど周知を行った。男性相談は東京ウィメンズプラザを案内した。子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談に関する情報共有、連携を行なった。また、庁内連絡会議で情報を共有し、関係課と相談・連携し支援を行った。相談事業の成果を他の事業に生かすために、庁内推進会議や幹事会で相談の内容を一定程度共有することも検討されたい。外国人相談者の支援は、貸出翻訳機の活用や、武蔵野市国際交流協会に通訳依頼を行った。多言語対応は大学生や市民と連携することも一つのアイデアである。</p>	
<p>施策(3)安全の確保 ・子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、被害者とその家族の安全を確保した。また、庁内連絡会、実務担当者会会議を開催し情報共有したほか、情報漏洩防止等の研修を行った。情報政策課では、住民情報系システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。DV情報の共有と保護の重要性について資料により関係職員に周知を図った。加害者向けの啓発や教育について、今後の課題とされたい。</p>	
<p>施策(4)自立支援 ・子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、一貫した支援を行なうとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関と連携して受診等の支援を行った。また関係機関と連携し、子どもの心理的援助を行った。</p>	
<p>施策(5)推進体制の整備 ・子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議を開催して課題の整理と情報共有を行うとともに、各課と連携してマニュアルの改訂を行った。東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会などはコロナ禍により実施できなかったが、書面開催など工夫して情報交換や連携を図った。男女平等推進センターでは緊急性のある事案に関して子ども家庭支援センターと連携・情報共有を図った。子ども家庭支援センターの相談員が東京都等が実施する研修に参加した。男女平等推進センターで女性総合相談、女性法律相談を実施したほか、子ども家庭支援センターでは暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護を行う等、安全確保に努めた。</p>	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策2	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせDV防止のパネル展示を行ったほか、図書館では関連図書展示を実施した。また女性総合相談や女性法律相談を実施した。</p> <p>・子ども家庭支援センターでは、警察と連携して被害者支援を行った。</p>	

		評価
基本施策3	特に困難な状況にある人への支援	◎
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	◎
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)ひとり親家庭等への支援</p> <p>・子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭の自立促進計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等のほか、各種福祉資金の貸付を行ない経済的な支援を行った。</p> <p>・子ども家庭支援センターでは、就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行ない、総合的に自立支援を行ったほか、就職活動や資格取得を希望する方に自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。また、家庭訪問による学習・生活支援事業を実施した。</p>	
<p>施策(2)高齢者・障害者の方への支援</p> <p>・高齢者支援課では見守り・孤立支援ネットワーク会議を対面とオンラインのハイブリッドで開催した。障害者福祉課もこの会議に参加し情報交換、共有を図った。</p> <p>・高齢者支援課では高齢者虐待防止研修会(居宅介護事業者対象)をオンラインで実施したほか、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議をコロナ禍のため書面開催した。</p> <p>・消費者被害防止に関して、消費生活センターで1000件以上の電話相談を受けた。また市内の施設等での出前講座、リーフレットの配布を行った。相談窓口を必要な人に知ってもらえるように工夫をされたい。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは、コロナ禍のため中止し、代替で成年年齢引き下げに関する消費生活講座を実施した。むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報にコラム「消費生活センター相談の窓口から」を掲載し、啓発を図った。高齢者支援課、消費生活センター、安全対策課、警察署の情報交換会を実施した。障害者福祉課は広報誌「つながり」で消費者被害の相談窓口を案内した。安全対策課は特殊詐欺対策として自動通話録音機を300台購入し、市民へ無償貸し出しを行ったほか、ホワイトイーグルを機動的に配置するなど、被害防止の対策を実施した。</p> <p>・障害者福祉課では、心のバリアフリー啓発事業を対面だけでなく、オンラインや動画配信も併用しながら実施した。</p>	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	○
施策(1)	各種健康診断の充実	◎
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)各種健康診断の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康課で、女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、なしで5回実施した。 ・産後ケア事業において、多胎児利用可能回数増、早産時の利用期間延長、宿泊型の経産婦利用を新たに行った。 ・性感染症、薬物乱用などの防止について啓発品や資料の配布等を行った。コロナ禍のため対面での啓発活動は難しいなどの課題はあるが、啓発カードを活用した周知などの工夫は考えられる。 ・骨粗しょう症検診と健康講座(骨粗しょう症)の開始に合わせて勸奨通知を送付した。 <p>施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センターでは、講座「思春期の女の子のカラダとココロ」を開催し啓発を図った。 ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。第四中学校では産婦人科医を招聘し、生命や異性の尊重について学びを深めた。今後一層充実した内容とすることも検討されたい。 	

基本目標Ⅳ 男女平等参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策1	計画推進体制の整備・強化	○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	○
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	○
施策(3)	庁内推進体制の整備	○
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	◎
施策(5)	男女平等推進情報誌等の発行と周知	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進 ・男女平等の推進に関する条例のワークブックを市立小学校第6学年に配布、条例のガイドブックを市立中学校3学年に配布をし、条例の周知及び理解の促進を図った。</p>	
<p>施策(2)市民参加による男女平等の推進 ・男女平等推進登録団体に活動補助金を交付し、2団体が講座を実施した。男女共同参画フォーラムでは団体紹介のパネル展を実施するなど活動の支援を行った。 ・武蔵野市男女平等推進審議会を設置し、第四次男女平等推進計画の令和2年度分の実施状況評価を行った。 ・男女平等推進センター企画運営委員会と協働して「男女共同参画フォーラム2021」等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施した。</p>	
<p>施策(3)庁内推進体制の整備 ・男女平等庁内推進会議、同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。 ・第四次男女平等推進計画に関する推進状況調査を行い、男女平等推進審議会に報告したほか、HPで公表した。 ・職員を対象とした性の多様性理解のための研修や、ハラスメント防止研修を実施した。施策全般に男女平等の視点が反映されるよう引き続き取り組まれない。</p>	
<p>施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ・女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談を実施した。にじいろ電話相談は面談での相談も行い充実を図った。 ・男女平等推進センター企画運営委員会等と連携を図りながら講座等を企画・実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。 ・講座参加者に関連情報を提供することにより、まなこサポーター登録につなげた。講座参加者のうち希望者に、定期的にメールマガジンを送付しフォローアップを図った。また、講座参加者が団体を立ち上げることを支援した。</p>	
<p>施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知 ・男女平等推進情報誌まなこを3回発行した。ヤングケアラーなど時宜を得た内容であった。市報等で広げたほか、講座やパネル展等の機会に合わせて、まなこを配架するなど認知度向上に努めた。</p>	

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策2	男女平等の視点に立った表現の浸透	△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△

男女平等推進審議会の講評	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域自由大学正規科目としてメディアリテラシーに関する講座を実施した。 ・メディア・リテラシーに関する市立小・中学校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図った。「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりを行ったほか、学習者用コンピュータのよりよい使い方を考えさせるなどのデジタル・シティズンシップに関する取組を進めた。市民向けにメディア・リテラシーについての講座を実施し、意識啓発を図った。 ・主に市報作成において、各課の原稿が適切であるかを確認しながら発行した。 	